

宝塚市地域公共交通計画策定業務に係る
指名型プロポーザル方式による業者選定及び契約に関する実施要領

宝塚市地域公共交通協議会

1 業務概要

- (1) 業務名 宝塚市地域公共交通計画策定業務
- (2) 発注者 宝塚市地域公共交通協議会
- (3) 目的 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律も踏まえ、宝塚市の地域公共交通計画(素案)を作成する。
- (4) 業務内容 計画策定のため、移動実態の現状把握等の調査、検証やこれらに基づく計画(素案)の作成を行うとともに、これらにかかる宝塚市地域公共交通協議会等の運営支援を行う。
- (5) 業務期間 契約締結の日～令和4年3月22日

2 提案限度額

10,000,000円(税込)

なお、見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

※注釈：当協議会予算に不測の事態があった場合は提案限度額を変更する場合がある。想定に対し変動が極端に大きい場合は別途協議する場合がある。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和3年4月27日(火) 17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス：m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

※ 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (3) 回答日：令和3年5月12日(水)
- (4) 回答方法：指名した者すべてに電子メールにて回答する。

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 企画提案書 原本1部
- ② 会社概要 原本1部
- ③ 工程表 原本1部
- ④ 価格見積書 原本1部
- ⑤ 配置予定管理技術者(責任者)の経歴、資格等、及び実績(過去10年)、表彰(過去4年)等調書
- ⑥ 配置予定担当技術者の経歴、資格等、及び実績(過去10年)等調書
- ⑦ ⑤⑥に関する業務実績調書

(2) 企画提案書の作成要領

- ・A4サイズ片面で5枚程度とし、以下に留意するものとする。
- ・業務実施方針として、以下の内容について2枚を目安にまとめる。

仕様書(案)第4条1. ①から⑦で例示する、業務の目的を達成するにあたっての考え方やそれを実施するための手順を示す。また業務履行にあたって留意する点、仕様書(案)に対しての提案者からの意見や意見に対する対応策、地域の実情等を把握した上での業務の円滑な実施に関する意見等について記述する。

- ・評価テーマ1として、以下の内容について2枚を目安に提案を行う。

仕様書(案)第4条1. ③から⑤で例示する、「公共交通を利用した移動を伴う活動を実現するために、必要となる移動手段を複数案提案する」ことを業務として実施するにあたっての具体的なプロセス及びそのプロセスごと対応方針について記述する。

- ・評価テーマ2として、以下の内容について1枚を目安に提案を行う。

仕様書(案)第4条1. ⑥で例示する、「複数案の移動手段に対し優先度を設定する」ことを業務として実施するにあたっての具体的な対応方針や考え方について記述する。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和3年5月21日（金） 17時00分まで（必着）
- ② 提出方法：持参、又は郵送、又は電子メールによること。

（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること）

メールアドレス：m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

住所：〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

宝塚市役所都市安全部道路政策課（宝塚市地域公共交通協議会事務局）

6 審査方法

(1) プロポーザルの審査

発注者は、提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行い、下記7の(1)～(3)で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を受託候補者として決定する。なお、ヒアリングには配置管理技術者もしくは配置担当技術者を参加させるものとする。ヒアリングの詳細は別途通知する。

(2) 審査結果の通知

受託候補者としての選定及び非選定を含めた審査結果は、電子メールにより参加者全員に通知する。

7 審査基準及び配点

(1) 一般事項	30 / 30 点
参加表明者の対応能力	10 点 (ヒアリング時の内容を含む)
配置管理技術者の経験及び能力	14 点 (書面にて確認)
配置担当技術者の経験及び能力	6 点 (書面にて確認)
(2) 技術提案	80 / 80 点 (ヒアリング時の内容を含む)
業務実施方針	20 点
評価テーマ1 (活動実現のための手段の提案)	40 点
評価テーマ2 (手段に対する優先度の設定)	20 点
(3) 見積価格	0 / 0 点

8 日程

・ 公示 (指名通知)	令和3年4月16日
・ プロポーサル参加意思表明	令和3年4月22日 17時00分まで
・ 質問受付締切	令和3年4月27日 17時00分まで
・ 質問回答	令和3年5月12日 (予定)
・ 企画提案書等受付締切	令和3年5月21日 17時00分まで
・ ヒアリング	令和3年5月26日 (予定)
・ 審査	令和3年5月26日 (予定)
・ 結果通知	令和3年5月31日 (予定)
・ 契約締結	令和3年6月 9日 (予定)

※注釈：本業務は国庫補助金を活用する予定であるため、国からの交付決定通知後の契約となる。本予定は例年の交付決定通知日を考慮し定めているが、不測の事態により前後する可能性がある。

・ 業務開始	令和3年6月 9日 (予定)
--------	----------------

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) ヒアリングに出席しなかったとき
- (7) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格（提案限度額）を超過しているとき

10 契約

受託候補者選定後、企画提案の内容に基づき仕様書(案)に関する協議を行い、協議の結果により仕様書を確定する。仕様書が確定次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザル方式による業者選定以外の用途には使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (7) 管理技術者、担当技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、発注者と協議のうえ決定するものとする。

12 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所都市安全部道路政策課（宝塚市地域公共交通協議会事務局）

住所：宝塚市東洋町1－1

電話番号：0797-77-2096（直通）

メールアドレス：m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp